

法改正情報のご案内

2025年4月の建築基準法などの改正に伴い、小社刊『この1冊で合格! 水野健の宅建士 神問題集 2025年度版』に掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

ページ	内容
第3分冊 214	問題・選択肢3を以下に変更 機構は、証券化支援業務（買取型）における自ら居住する住宅を建設し、又は購入する者に対する民間金融機関の住宅ローンについて、借入金の元金の返済を債務者本人の死亡時に一括して行うが、高齢者向け返済特例制度を設けていない。
第3分冊 215	解説・選択肢3を以下に変更（解答は変更なし） 証券化支援業務（買取型）により譲り受ける、自ら居住する住宅を建設し、または購入する者に対する民間金融機関の貸付債権について、貸付金の償還を、高齢者の死亡時に一括償還する方法によるものとすることができます。
第3分冊 215	Ken's Point（を以下に変更 高齢者等が自ら居住する住宅の購入や、居住性能・居住環境の確保または向上（バリアフリーや耐震改修工事）を目的として行う改良について、毎月の返済を利息のみとし、元金は死亡時とする「高齢者向け返済特例制度」を、直接融資でも証券化支援事業（買取型）でも利用できます。
第3分冊 246	一問一答・問題（3）を以下に変更（解答は変更なし） 階数が3以上又は延べ面積が300㎡を超える木造の建築物においては、必ず構造計算を行わなければならない。